

令和8年度募集要項

那須烏山市まちづくりチャレンジプロジェクト事業

1 まちづくりチャレンジプロジェクト事業とは

- ◇ 那須烏山市においては、少子高齢化に伴う人口減少の加速、地域コミュニティの希薄化、行政機能の硬直化が大きな課題となっており、「協働によるまちづくり」及び「民間活力を最大限に活用した行政運営」への転換が強く求められております。
- ◇ そこで、市民活動団体、地域づくり団体、企業等から提案のあった地域貢献活動を審査し、採択したものに対してその活動に必要な経費を各区分の設定金額に応じて補助することで、地域課題の解決を図るとともに、「新たな公共の担い手」の育成による協働のまちづくりの実現を目指します。
- ◇ 「新たな公共の担い手」とは？
これまで行政により行われてきた「公共」を、従来の行政機関のみでなく、市民・事業者・地域団体等が自ら地域の課題解決に取り組むことを「新しい公共」と呼び、その担い手のことを指します。

2 対象となる団体

- ◇ 次の要件を満たす団体（ボランティア団体、NPO法人、各種団体、自治会、企業）を対象とします。
 - (1) 構成員が3人以上で、その構成員の過半数が市内に在住・在勤・在学していること。
 - (2) 団体の代表者が成年者（18歳以上）であること。
 - (3) 団体運営に関する定款、規約、会則等があること。
 - (4) 自立的・継続的な活動が期待できる団体であること。
 - (5) 宗教活動・政治活動を行なう団体ではないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制の下にない団体であること。

3 対象となる事業

【地域の課題解決促進事業】

- ◇ 那須烏山市が設定した以下のテーマに基づき、団体が提案した地域課題の解決に資する事業であること。

テーマ：「那須烏山市第3次総合計画」における基本目標の達成に資する事業

【基本目標】※14ページを参照してください。

- ①未来につなぐ健やかな暮らしを支える
- ②未来につなぐ学びを育む
- ③未来につなぐ賑わいを創出する
- ④未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る
- ⑤未来につなぐ持続可能な行財政運営を築く

- ◇ 補助金の交付決定日から令和9年3月1日（月）までに実績報告が完了する事業であること。

4 対象とならない事業

- (1) 構成員の親睦や趣味的な活動を目的とするもの。
- (2) 宗教・政治を目的とするもの。
- (3) 国、地方公共団体、その他公益事業を行なう団体から補助金等の交付を受けた又は受ける予定のもの。但し、事業内容の質の向上や新たな展開を図る事業については対象。
- (4) 市長が適当でないと認めるもの。

5 補助金の額等

- ◇ 補助金の額は、次の表のとおりとなります。

コース名	補助率、補助上限額	回数制限
地域の課題解決促進事業	補助率 10/10 補助上限額 50万円	同一事業につき1回限り

※事業内容と実施年度が異なれば、同じ団体が複数事業を実施することが可能です。

6 対象となる経費

- ◇ 事業を実施するために直接必要と認められる経費で、以下の項目が対象となります。但し、領収書がないもの、使途が不明なもの、団体の経常的な運営に必要な経費は対象外となります。

補助対象経費	経費の種類
報償費	外部講師・外部専門家への謝礼等
旅費	交通費、通行料金等（通勤費を除く。）
消耗品費	事務用品、材料、資材の購入費
燃料費	灯油等の購入費用
食料費	有識者等に限定的に適用
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
光熱水費	電気、ガス、水道料等（団体の事務所等の管理運営に要したものを除く。）
通信運搬費	郵便、宅配、電話、インターネット費等必要な通信費
手数料	口座振込手数料等
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の外部委託費用（一括委託は認めない。）

使用料及び賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品・設備のレンタル料等
その他の経費	市長が特に必要かつ適当と認めた経費 (個別の経費の該当の有無については、まちづくり課にご相談ください。)

《注意事項》

- ・ 領収書やレシートがないものは対象となりません。
- ・ 食料費は、有識者への提供のみ可となります。
- ・ 補助金の交付決定前に支出されたものは対象となりません。

7 応募書類の提出

- ◇ 募集期間内（令和8年5月15日（金）～6月12日（金））に、次の書類を添えて市まちづくり課なすから暮らし推進グループ（烏山庁舎1階）まで直接持参してください。
- ◇ 書類の受付は、月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時15分までとします。
 - ① 那須烏山市まちづくりチャレンジプロジェクト事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 事業計画書（様式第2号）
 - ③ 団体概要書・会員名簿（様式第3号）
 - ④ 事業収支予算書（様式第4号）
 - ⑤ 団体の定款、規約、会則等
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

※必要に応じ、上記書類以外のその他参考資料の提出を求める場合があります。
※書類は、市ホームページからダウンロードすることができます。

8 審査方法

- ◇ 那須烏山市まちづくりチャレンジプロジェクト支援事業審査委員会が審査し、市長が決定します。
- ◇ 審査は、書類審査とプレゼンテーション（事業説明・質疑応答等）を踏まえ、総合的に判断します。以下の審査基準に基づき採点します。

項目	内容
企画性	独創的で先駆的な事業か。
公益性	不特定多数の市民の利益、または地域社会の利益に繋がるか。
期待度	協働のまちづくりに期待できるか。
貢献度	地域課題を踏まえ、市民のニーズを的確に捉えているか。
継続性	補助期間終了後もその活動や効果が期待できるか。※
意欲性	事業に取り組もうとする姿勢に意欲や意気込みが感じられるか。
実現可能性	資金面や実施体制に問題はないか。

※ 事業に取り組みながら、次年度以降の継続を検討することも可。

9 採択事業の決定

- ◇ 審査結果を受け、市長が補助を決定した後に団体に通知をします。
- ◇ 補助金は、交付決定後に団体の請求に基づき交付（概算払）することができます。

10 事業実施に当たっての留意事項

- ◇ 交付決定後、申請内容に変更が生じる場合は、事前に変更手続きが必要となりますので、速やかに市まちづくり課にご連絡ください。
- ◇ 領収書の保管など、適正な予算執行に努めてください。
- ◇ 適宜、活動内容を写真等に残すなど、記録の保管に努めてください。
- ◇ 事業の進捗状況について、中間報告書の提出や現場視察、ヒアリングをさせていただくことがあります。
- ◇ 虚偽の申請があった場合は補助金の交付を取り消す場合があります。

11 実績報告書の提出

- ◇ 事業終了後、実績報告書に領収書及び写真等の証拠書類を添えて、令和9年3月1日(月)までに提出していただきます。
- ◇ 実績報告書の提出後、内容を審査し、補助金の額を確定して団体に通知します。
- ◇ 補助金確定の通知を受けた団体は、交付請求書により補助金の請求をしていただきます。
- ◇ 事業終了後、団体の活動実績について市広報紙等を通じて市民への周知を行いません。

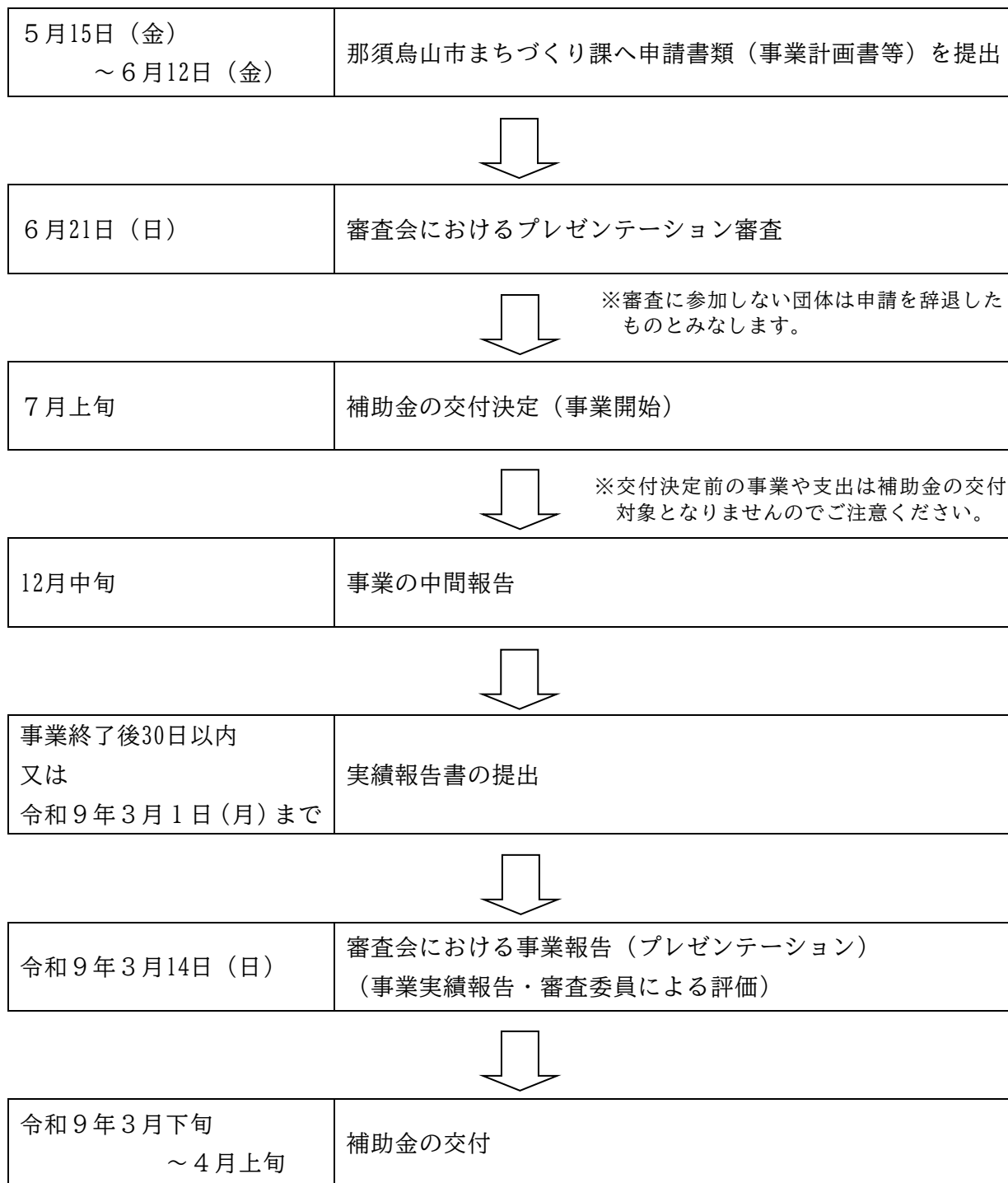
12 情報の公開

- ◇ 審査会での結果及び事業実績等につきましては、市ホームページ等で公開します。

13 過去の採択団体（参考）

補助期間	事業名	団体名
H27～H29	那須烏山市木の駅プロジェクト	那須烏山市木の駅プロジェクト実行委員会
H27	那須烏山インバウンド交流促進事業	なすから×アクション
H27 H28～H30	アクティブシニアの活躍で街を元気に！（「きずな」で元気！）～ボランティアポイントを活用した地域活性化事業～	株式会社ユーキャン 那須烏山支店
H27～H29	那須烏山市ふるさと応援隊事業	那須烏山市ふるさと応援隊
H27～H29	全国訪問ボランティアナースの会キャンナス キャンナス烏山	キャンナス烏山
H28	翼の生えた虎プロジェクト	翼の生えた虎製作委員会
H28～H30	観光交流創造事業	クロスアクション
H29	どうくつ酒蔵事業活性化	株式会社島崎酒造
R元	地場産柚子を活用した商品開発による地域PR 事業	烏合の手
R2	ジオサイト「龍門の滝」の拠点整備とガイド 内容のスキルアップ	なすからジオの会プチェー ロ
R3	「#なすからプロモーション」、及び「#なす から武勇伝」	那須烏山商工会青年部
R4	メグロ・キャノンボール那須烏山	メグロ・キャノンボール那 須烏山実行委員会
R4	夜のあかりプロジェクト	心に灯りを灯す会
R5	真夏の地域留学	さんばからず
R5	地場産農産物を活用した商品開発によるPR	株式会社ブリューコロニー
R6	那須烏山市オリジナル介護予防体操DVD作成 事業	那須烏山市リハビリ専門職 連携会

14 手続きの流れとスケジュールイメージ



※審査に参加しない団体は申請を辞退したものとみなします。

※交付決定前の事業や支出は補助金の交付対象となりませんのでご注意ください。

※口座名義は、申請と同様の団体名で届け出てください。

15 まちづくりチャレンジプロジェクト事業Q & A

1 団体について

Q. 団体の構成員は、全員が那須烏山市民でなければいけませんか？

A. 構成員が3人以上で、その構成員の過半数が市内に在住・在勤・在学していれば全員が那須烏山市民でなくとも問題ありません。以下参考例です。

◆ボランティア団体・NPO法人、各種団体、自治会等の例

	市外	市内	判定
構成員が3人以上で、市内・市外の構成員が同数の場合	2人	2人	○
構成員3人以下の場合	0人	2人	×
市外在住・在勤・在学者が過半数を超える場合	2人	1人	×

◆企業の例

	市外	市内	判定
市内企業1社で提案する場合	3人	0人	○
市外企業1社で提案する場合	0人	3人	○
	3人	0人	×
市内企業が2社以上の共同体で提案する場合	3人	0人	○
市外企業が2社以上の共同体で提案する場合	3人	0人	×

Q. 結成したばかりの団体も応募することができますか？

A. 結成したばかりの団体であっても、定款や規約等があり、事業計画に基づいて継続的に活動することができる団体であれば対象になります。

2 事業について

Q. 1事業を何回かに分けて行う場合は、どれか1回を申請するのですか？

A. 同じ年度に行う継続した事業であれば、まとめて1つの事業として申請できます。事業計画書に記載してください。

Q. 1つの団体が2つ以上の事業を申請することはできますか？

A. 1つの団体が複数の事業を同じ年度に申請することはできませんが、実施年度と事業内容が異なれば申請することができます。

Q. 対象となる事業は、那須烏山市内で実施するものに限られますか？

A. 原則として那須烏山市内に限ります。

ただし、那須烏山市のまちづくりに寄与する内容であれば、市外で実施される事業が含まれていても対象となります。

また、那須烏山市のPRのために市外で広報活動をする等、本市の課題に沿った事業等は、市外でも事業でも対象になる場合もあります。

Q. 主に趣味の活動を行う団体（活動は、練習や発表会の実施）が申請することはできますか？

A. 団体に所属する人の利益のために行う活動は対象となりません。

Q. 事業のなかで、PRチラシの作成を予定しています。補助対象事業となった場合、チラシに補助金を受けている旨の記載は必要ですか？

A. 事業を実施する際には、本補助金による補助を受けている旨の表示をしてください。多くの市民や市民活動団体に本補助制度を知っていただくため、ご協力ください。

3 申請書類について

Q. 申請書類の項目全てを記入しなくてははいけませんか？

A. 全ての項目が審査の対象となりますので、できるだけ詳しく記入してください。該当する事項がない場合には、記入しなくても結構です。

4 経費について

Q. 団体の会費収入を申請する事業費に充てても良いですか？

A. 会費収入、寄付収入、事業収入等を、事業費に充てても問題ありません。
なお、交付された補助金を申請事業以外の事業に充てることはできません。

Q. 事業のなかで、企業等から協賛金等を集めて事業の費用に充ててもいいのでしょうか？
（パンフレット・チラシへの有料広告等も含む。）

A. 事業の費用を賄うために、協賛金や広告料等の収入を確保することも、事業を継続するうえで必要な活動となりますので、自主財源として事業の一部に充てることができます。

5 審査について

Q. 審査会では、どのような基準で選考するのですか？

A. 事業の「企画性・公益性・期待度・貢献度・継続性・意欲性・実現可能性」等を提出資料と団体のプレゼンテーションにより、審査委員が採点し、採択の可否を判断します。

Q. 審査会のプレゼンテーションは何人参加できますか？また、パソコン等を使用してプレゼンをすることは可能ですか？

A. 複数名の参加は可能です。またプレゼンテーションは団体から15分程度の説明をいただいた後、15分程度の質疑応答時間を設けます。団体の説明時間の範囲内であれば、パソコン等の使用は可能です。

Q. 申請後、審査会に参加しない場合はどうなりますか？

A. 審査会に参加しない場合は、申請を辞退したものとみなします。申請する場合は、団体構成員内で調整し、必ず説明できる方が出席してください。なお、代表者は極力ご出席ください。

6 補助金の交付について

Q. 補助金は、現金で受け取ることができますか？

A. 補助金の交付は口座振振込となります。まちづくりチャレンジプロジェクト事業補助金交付請求書に団体の口座情報を記入していただきます。

Q. 補助金は事業が全て終わってからの交付ですか？

A. 事業に着手するに当たり、概算払いでの支払いも可能です。ただし、概算払いにより交付できる額は、交付決定をした額の10分の8を乗じた額が上限額です。

7 実績報告について

Q. 領収書はどのように提出しますか？また、レシートでもいいですか？

A. 項目ごとに、A4用紙に全体が見えるように添付してください（添付する様式の案をお渡しします。）。また、内訳が分かるように記載してください。
消耗品等はレシートでも問題ありません。

Q. 領収書がないものがあっても対象経費になりますか？

A. 事業にかかった経費すべての領収書が必要です。領収書のないものは補助金の対象となりませんのでご注意ください。

Q. 審査会での実績報告は、資料を提出すれば参加しなくてもいいですか？

A. 補助金の交付を受けた団体は必ず参加してください。なお、代表者の方は極力ご出席ください。

16 申請書記入例

◇別記様式第1号（第10条関係）

まちづくりチャレンジプロジェクト事業補助金交付申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所 那須烏山市中央1丁目1-1
団 体 名 〇〇〇の会
代表者名 那 烏 太 郎
連 絡 先 〇〇-〇〇〇〇

令和〇年度那須烏山市まちづくりチャレンジプロジェクト事業補助金の交付を受けたいので、那須烏山市まちづくりチャレンジプロジェクト事業補助金交付規程第10条の規定により、次のとおり申請します。

なお、補助事業等又は補助事業者等に関して、那須烏山市情報公開条例（平成17年10月那須烏山市条例第12号）に基づく情報の公開請求があったときは、同条例第7条に規定する非公開情報に該当する項目を除き公開を行うことに同意します。

補助対象事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の課題解決促進事業
事業名	〇〇プロジェクト事業
交付申請額	500,000円

（添付書類）

- (1) 事業計画書
- (2) 団体概要書・会員名簿
- (3) 事業収支予算書
- (4) まちづくり団体の定款、規約、会則等
- (5) その他市長が必要と認める書類

◇別記様式第2号（第10条関係）

事業計画書

事業の名称	〇〇プロジェクト事業			
団体名	〇〇〇〇の会			
事業費	総事業費	555,000円	補助金申請額	500,000円
実施期間	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日			
	<p>【基本目標】 3. 未来につなぐ賑わいを創出する 【重点戦略】 選ばれる観光地域づくり戦略</p> <p>※解決したい課題等を示し、事業を企画した目的・意図・経緯等を記入してください。</p>			
事業目的	<p>本市の重要な地域資源である烏山線は令和5年に開業から100年を迎えた。しかし、市内外への認知度の低さや、乗車数の減少、駅前広場の利活用等の課題を抱えている。各種SNSを活用したPRのほか、動画やフリーペーパーを作成・周知、交流イベントの開催等により、烏山線の活用及び地域振興を目的とする。</p>			
事業内容	<p>※事業内容・実施場所・対象者等を分かりやすく記入してください。</p> <p>メインターゲット：市民・学生 ①通年 各種SNS運用によるプロモーション、動画制作 フリーペーパー制作・配付 ②〇月 烏山駅前広場にて交流イベントの開催</p>			
期待される効果・成果	<p>※事業を実施した場合に期待できる効果、那須烏山市にどんなメリットがもたらされるかを具体的に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の烏山線に対する愛着心が醸成される。 ・若い世代をターゲットにすることで、「通学利用」だけではない付加価値を創出する。 ・烏山線の利用向上に繋がる。 			
目標値	項目	単位	目標値	測定方法
	交流イベント参加者の確保	人	30人	現地カウント
	<p>※活動の目的を達成するための指標となるものです。効果や実績が分かるよう、「取り組むこと」や「目指すこと」の数値目標を設定（最大3項目）してください。</p>			
事業スケジュール	<p>※いつ頃、何をするか、具体的に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇月 各種SNS開設、活用 ・〇月 フリーペーパー作成・配付、交流イベント準備 ・随時 地域の方や学生との意見交換会開催 ・〇月 交流イベント開催 			

実施する事業が、市の総合計画のどの戦略に該当するかを記入してください。14ページを参照してください。

別記様式第3号（第10条関係）

その1

団 体 概 要 書

団体名	〇〇〇の会	
代表者名	那烏 太郎	
所在地等	住所	那須烏山市中央1丁目1-1
	TEL	〇〇-〇〇〇〇
	FAX	〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	〇〇@×××.jp
	ホームページ	http://www.×××.jp
担当者	氏名	那須 花子
	住所	〒321-〇〇〇〇 那須烏山市〇〇〇〇〇
	連絡先	〇〇-〇〇〇〇
設立年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
団体の定款等	定款 ・ <u>規約</u> ・ 会則 ・ その他（ ） ※別紙添付のとおり	
会員数	15人（うち市内在住 10人） ※別紙添付のとおり	
団体に対する他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、補助金の名称を記載ください。 （ ）	
団体の目的	※事業目的ではなく、団体の設立目的を記入してください。 市内の活性化のため、若者・学生の活動支援及び交流機会の創出を目的に設立した。	
活動内容	※主な活動内容を具体的に記入してください。 ・若者・学生の活動機会を創出し、地域定着を促進するための交流イベント ・若者・学生の活動支援のためのサポート、コーディネート	
活動実績	※これまでの活動実績を記入してください。 ・令和〇年〇月～〇月 市内活性化をテーマとした交流イベント（計3回） ・令和〇年〇月～〇月 学生主催〇〇イベントの支援	

別記様式第4号（第10条関係）

事業収支予算書

◇収入の部

単位：円

科目	予算額	説明（内訳等）
① 市補助金	500,000円	
② 自己負担金（会費等）	45,000円	3,000×団体会員15名
③ 事業収入	10,000円	交流イベント出展料2,000円×5団体
④ その他収入		
合計	555,000円	

◇支出の部

単位：円

	科目	予算額	説明（内訳等）
補助対象経費	報償費	20,000円	講師謝礼等 5,000円×4名
	消耗品費	60,000円	フリーペーパー用紙等
	印刷製本費	200,000円	フリーペーパー印刷、イベントチラシ印刷
	通信運搬費	5,000円	切手代
	保険料	20,000円	ボランティア損害賠償保険
	委託料	200,000円	イベント音響、司会、会場整理等
	使用料及び賃借料	20,000円	会場使用料
	食糧費	30,000円	講師昼食代等
補助対象経費小計（B）		555,000円	
補助対象外経費			
補助対象外経費小計（C）		0円	
支出総合合計（B+C）		555,000円	

説明欄には金額の根拠を記入してください。

収入合計額と支出合計額は同額になります。

那須烏山市第3次総合計画

概要版 令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



重点戦略の体系

